

事務連絡
令和2年8月31日

各務原市内居宅介護支援事業所管理者 各位

各務原市健康福祉部介護保険課

各務原市内の居宅介護支援事業所における
主任介護支援専門員の確保状況の追跡調査について（依頼）

平素より各務原市介護保険行政にご理解ご協力を賜り誠にありがとうございます。

居宅介護支援事業所における管理者が主任介護支援専門員に限定されると同時に、令和3年3月31日までの猶予期間が定められた件について、令和2年6月5日付けにて「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令」が公布され、令和3年3月31時点で管理者である者に限り、令和9年3月31日まで猶予期間が延長されたところであります。

しかしながら、令和3年3月31時点で管理者でない者が管理者となる場合にこの規定は適用されず、また突然管理者を交代せざるを得ない事態が起きる可能性は十分あります。

市民に安定的かつ継続的な居宅介護支援サービスを提供することは必須事項であり、不測の事態によりサービス供給が滞る事態は絶対に避けなければなりません。

つきましては、各務原市内における主任介護支援専門員の確保状況を定期的かつ継続的に把握するための調査をおこないたいと存じます。

お忙しいところ誠に恐れ入りますが、趣旨へのご理解と、調査へのご協力をお願いいたします。なお本調査は今後も継続的に実施する予定ですのでご了承願います。

記

1 調査方法及び内容

別紙「令和2年度 各務原市内の居宅介護支援事業所における主任介護支援専門員の確保状況 追跡調査票」に記入し、提出する。

2 調査票の提出方法

メールに添付して送信。またはFAXにて送信。（送信先は調査票に記載）

3 調査票提出期限

令和2年9月7日（月）8時30分

調査に関するお問い合わせ先

各務原市健康福祉部 介護保険課施設指導係（担当：大丸）

電話 058-383-2067（直通）